

ストーリーでつなぐ岐阜県観光推進補助金交付要綱実施細目

1 総則

この細目は、ストーリーでつなぐ岐阜県観光推進補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の実施について定めるものとする。

2 補助対象事業の解釈

要綱別表1に規定する補助対象事業の解釈については、次のとおりとする。

(1) 「1 ストーリーでつなぐ観光振興事業」のうち「(1) 全県的につなぐ一貫したストーリーの一部を担うことにより周遊観光・滞在型観光に資する取組」については、以下のストーリーのいずれかに合致する取組を補助対象とする。

- ① 歴史（戦国・武将・武道・中山道等）のストーリー
- ② 自然・アウトドアのストーリー
- ③ 岐阜ならではの食（郷土食、地酒）のストーリー
- ④ リニア開業を見据えたまちづくりのストーリー
- ⑤ ロケツーリズムのストーリー
- ⑥ 伝統産業・工芸のストーリー
- ⑦ 文化・スポーツのストーリー
- ⑧ その他、広域連携による周遊ストーリー

3 補助事業者の解釈

要綱別表1に規定する補助事業者の解釈については、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項の一部事務組合及び広域連合は、複数の市町村とみなす。
- (2) 県内の市町村が県外の市町村と観光関係協議会等を構成する場合は、複数の市町村とみなす。

4 補助金の額

要綱別表1で定める交付限度額と、補助対象経費に補助率を乗じて得た額（千円未満端数切捨て）とを比較して少ない方の額を上限として、予算の範囲内で定める。

5 補助対象経費の解釈

要綱別表1に規定する補助対象経費の解釈については、次のとおりとする。

- (1) 入場料等の事業収入があるときは、その相当額を除いた額を補助対象経費とする。
- (2) 旅費の上限額は、岐阜県職員等旅費条例（昭和32年岐阜県条例第30号）により算出した額とする。
- (3) 報償費は、対外交渉費等の予算執行基準について（平成19年3月29日付け総務部長、出納事務局長通知）に準ずる額とする。

- (4) 施設整備及び備品購入（以下「施設整備等」という。）に係る費用に上限が定められているものについて、補助事業者の責に起因しない事由に基づく事業内容の変更に伴い、実施済みの施設整備等に係る費用が補助対象経費の上限を超える場合については、その全額を補助対象経費として算出することを認めるものとする。
- (5) 県外を含む広域連携事業の場合は、県内における事業実施に係る部分のみを補助対象とする。

6 補助金の要望等

要綱第4条に規定する要望に関する手続は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業者（補助事業者の所在地が岐阜市、羽島市、各務原市、瑞穂市、山県市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町又は県外にある場合に限る。）は、要綱第4条第1項の規定により要望書を知事に提出する。
- (2) 知事は、予算の範囲内で、要望のあった事業の中から補助対象事業として適当と認める事業を選定し、別紙様式1のとおり補助事業者に内示する。
- (3) 補助事業者（補助事業者の所在地が岐阜市、羽島市、各務原市、瑞穂市、山県市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町又は県外にある場合を除く。）は、要綱第4条第1項の規定により県事務所長（補助事業者の活動範囲が複数の県事務所の所管する地域にまたがっている場合は、交付申請書の作成事務を行う団体の所在地がある市町村を所管する県事務所長）に提出する。
- (4) 県事務所長は、要望のあった事業の中から補助対象事業として適当と認める事業を選定し、提出書類の写しとともに、観光文化スポーツ部長に別紙様式2による補助要望事業一覧を進達するものとする。
- (5) 観光文化スポーツ部長は、前記(4)により進達された補助要望事業一覧を元に、補助対象事業を選定し、予算を令達するものとする。県事務所長は、令達を受けた後、別紙様式1により、補助事業者に内示するものとする。

7 添付書類の解釈

要綱別表2に規定する添付書類の解釈については、次のとおりとする。

- (1) 要望の時点において、予算議決に必要な総会等が未開催の場合は、代表者の責により予算成立見込みであることを証明すること。
- (2) 「データに基づいた戦略的な取組であることを証するもの」とは、観光統計やアンケート結果など、当該取組を行うべき根拠が分かる資料（コピー可）とする。
- (3) 他事業者による連携同意書（要綱別記第7号様式）の提出が必要な事業者は、設立規約等により、複数の法人・団体が構成員に含まれていることが確認できない事業者とする。

8 補助金の交付決定の通知

知事（補助事業者の所在地が岐阜市、羽島市、各務原市、瑞穂市、山県市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町又は県外にあるとき以外の場合にあつては、県事務所長。7から10までにおいて同じ。）は、要綱第5条の規定による交付申請書の提出があつたときは、当該交付申請書の内容の適否を審査し、補助金の交付の目的が達成できると認めるときは、補助金の交付の決定をし、別紙様式3により補助事業者はその内容を通知する。

9 事業変更等の承認手続等

知事は、要綱第7条第4項に規定する承認申請書の提出があつたときは、当該申請書の内容の適否を審査し、承認すべきと認めるときは、別紙様式4により補助事業者はその旨を通知する。

10 実績報告

要綱第11条に規定する実績報告の手続は、次のとおりとする。

- (1) 知事は、要綱第11条第1項の規定による実績報告書の提出があつたときは、補助対象事業の完了確認を行った上、別紙様式5により事業完了確認調書を作成し、補助対象事業が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、別紙様式6により補助事業者へ通知する。
- (2) 県事務所長は、当該年度の実績について、翌年度の4月30日までに、観光文化スポーツ部長に別紙様式7を提出するものとする。

11 交付請求

要綱第13条に規定する交付請求の手続は、次のとおりとする。

- (1) 補助金の額の確定の通知を受けた補助事業者は、岐阜県会計規則取扱要領（昭和39年4月27日付け総務部長、出納長通知）第38条関係第1項2の規定により、請求書の添付を省略できる場合を除いて、知事に交付請求書を提出しなければならない。
- (2) 知事は、補助事業者から交付請求書の提出があつた後に、内容を審査の上、補助金を交付する。

附 則

この細目は、令和8年4月1日から施行し、令和7年度3月補正分の予算に係る補助金から適用する。